

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 2 年 1 月 16 日

郡上市長 日置 敏明

記

【実質化された人・農地プラン】

1. 協議の場を設けた区域の範囲

八幡・吉野（東乙原）地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和元年 11 月 8 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

1 経営体数

法人 0 経営体

個人 0 経営体

集落営農（任意組織） 1 組織

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・担い手となる東乙原機械化営農組合は任意団体のため、農地を貸借することができないため、作業等を受託し管理を行う。

6. 地域農業の将来性のあり方

- ・水田については水稻作付けを中心に行う。また、畑作物については獣害対策を継続して行い、野菜や茶など永年性作物の作付けを行う。